

令和 5 年度 第 1 回
稲敷市国民健康保険運営協議会会議録

令和 5 年 8 月 9 日 開会
令和 5 年 8 月 9 日 閉会

稲敷市国民健康保険運営協議会

令和5年度 第1回稲敷市国民健康保険運営協議会

開催日 令和5年8月9日（水） 午後2時00分

場 所 稲敷市役所 3階 322会議室

日程1 議席の決定

日程2 会議録署名人の指名

日程3 議案第1号 稲敷市国民健康保険税条例及び国民健康保険条例の一部改正
について

日程4 議案第2号 令和4年度稲敷市国民健康保険特別会計予算歳入歳出決算に
ついて

本日の会議に付した事件

日程1 議席の決定

日程2 会議録署名人の指名

日程3 議案第1号

日程4 議案第2号

出席委員

1番	川	上	俊	夫
2番	柳	町	行	夫
4番	小	倉	新市郎	
5番	坂	本	成	人
8番	宇	津	喜	直 樹
9番	山	本	彰	治
11番	黒	田	伸	治
12番	高	須	耕	一
13番	青	野	由美子	

欠席委員

3番	坂	本	和	広
6番	秋	本		優
7番	横	田	一	郎
10番	根	本		脩

出席説明員	保険年金課長	栗	山	宏
	保険年金課長補佐	飯	島	幸 生
	保険年金課係長	根	本	修 一

午後 1 時 5 分開会

○保険年金課長（栗山宏）

本日は、公私ともにご多用の所、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻前ではございますが、皆様お揃いになられましたので、会議を始めさせていただきます。ただいまより、令和 5 年度第 1 回稲敷市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日、会議の進行を務めさせていただきます保険年金課の栗山です。よろしくお願いいたします。開会に当りまして、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

○山本会長

本日は、大変お忙しい中ご参集いただき誠にありがとうございます。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化、高齢化等による医療費の増加や、来年度秋から紙の保険証廃止などの大きな制度改正も予定されており、厳しい状況が続いているところです。このような状況の中、国保加入者の皆様が、安心して医療を受けられるようにするためには、国保事業運営の安定化を図ることが非常に重要となりますので、引き続き、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会でございますが、稲敷市国民健康保険条例、税条例の一部改正及び令和 4 年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご協議いただくこととなっております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○保険年金課長（栗山宏）

ありがとうございました。それでは、協議に入ってまいります。

本日の出席委員は、9 名となっております。3 番坂本委員、6 番秋本委員、7 番横田委員、10 番根本委員につきましては、所用のため欠席となっております。

なお、会議の議長につきましては、稲敷市国民健康保険規則第 4 条の規定によりまして、山本会長をお願いしたいと思います。議長席へのご移動をお願いいたします。

○議長（山本会長）

それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいま事務局より出席委員数の報告がありましたが、定足数に達しておりますので会議を始めます。お手元に配布いたしました日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程第1 議席の決定についてでございます。通常はくじ等で決定するところでありますが、資料名簿の選出区分ごとに順次議席番号とさせていただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。議席につきましては資料名簿順に決定いたします。

日程第2 会議録署名人の指名を行います。本日の会議録署名人に、1番 川上俊夫委員、4番 小倉新市郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 議案1号「稲敷市国民健康保険税条例及び国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

議案第1号 「稲敷市国民健康保険税条例及び国民健康保険条例の一部改正について」をご説明いたします。失礼ですが、着座にてご説明させていただきます。

3ページの資料1をご覧ください。

まず、国民健康保険税条例の改正でございますが、本案は、地方税法等の一部を改正する法律並びに政令・省令が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、当該条例の一部改正について、令和5年3月31日に専決処分させていただき、同年4月21日の令和5年第1回稲敷市議会臨時会にて専決処分にかかる承認をいただいたものでございます。

改正の内容につきましては、3点ございます。新旧対照表で説明させていただきますので、6ページをご覧ください。左側が改正後、右側が現行となります。

1点目として、第2条第3項でございますが、国民健康保険税後期高齢者支援分の賦課限度額が、現行20万円から改正後22万円に引き上げられ、賦課限度額の合計が102万円から104万円となっております。

次に、7ページをご覧ください。2点目は、第21条第1項第2号、第3号でございますが、国民健康保険税軽減世帯判定に係る加算金について、第2号の5割軽減判定が28万5千円から29万円へ、第3号の2割軽減判定が52万円から53万5千円に改められております。

次に3点目、8ページから16ページでございますが、規定の適正化により附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第21条第1項の」を「第21条の」に改められております。

続きまして、17ページの資料2をご覧ください。国民健康保険条例の改正でござい

ますが、本案は、健康保険施行令等の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されたことに伴いまして、稲敷市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたことから、当該条例の一部改正について、令和5年3月31日に専決処分させていただき、同年4月21日の令和5年第1回稲敷市議会臨時会にて専決処分にかかる承認をいただいたものでございます。

20ページをご覧ください。改正の内容につきましては、国民健康保険被保険者が出産時に給付を受けられる出産育児一時金を、40万8千円から48万8千円に引き上げるものです。実際の給付額は、産科医療補償制度の1万2千円を加えて50万円となります。

議案第1号の説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第1号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号「稲敷市国民健康保険条例及び国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。それでは、議事に戻ります。

日程第4、議案第2号「令和4年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

「議案第2号 令和4年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

22ページの資料3をご覧ください。令和4年度の決算額は、歳入総額47億9,104万865円、歳出総額46億9,743万7,664円で、歳入歳出差引額は、9,360万3,201円です。差引額につきましては、翌年度へ繰越いたします。

次に決算額内訳について説明いたします。

まず歳入について、ご説明いたします。23ページをご覧ください。

歳入は、款1国民健康保険税から款9市債で構成され、主な歳入は款1国民健康保険税19.7%、款4県支出金68.5%、款6繰入金9.7%でございます。前年度と比較して7億6,257万655円減額となっておりますが、主な減額の要因は、県支出金約2億円の減

及び一般会計からの基金繰入金 6 億円の減でございます。

次に歳入詳細について説明します。24 ページをご覧ください。

1 国民健康保険税、収入済額 9 億 4,394 万 7,550 円、対前年比 757 万 8,281 円の増です。収納率は、現年課税分が 93.9%で、前年度より 0.6%の減、滞納繰越分は 33.8%で、前年度より 3.1%増です。不納欠損処分は、230 件で 1,537 万 6,942 円です。収入未済額 1 億 2,589 万 8,881 円は、令和 5 年度へ繰越しとなっております。

2 使用料及び手数料、収入済額 61 万 5,421 円、対前年比 5,239 円の減です。国保税の督促手数料です。

3 国庫支出金、収入済額 2 万 5,000 円、対前年比 5 万 9,000 円の減です。東日本大震災に伴う減免等の災害臨時特例補助金でございますが、コロナによる減免の災害等臨時特例補助の該当がなくなったため減額となっております。

4 県支出金、収入済額 32 億 8,127 万 7,044 円で、対前年比 2 億 312 万 5,480 円の減となっております。保険給付費に係る県交付金です

5 財産収入、収入済額 1 万 3,346 円、対前年比 1 万 2,206 円の増です。支払準備基金積立利息です。

6 繰入金、収入済額 4 億 6,474 万 9,726 円で、対前年比 5 億 6,191 万 7,267 円の減です。令和 4 年度に県内の賦課方式が 2 方式に統一され、税率が改正されたことに伴い、急激な税率上昇を抑えるために、令和 3 年度は、基金積立金として 6 億円を繰入れていることに対して、令和 4 年度は基金繰入がないことが、減額の主な要因です。その他の繰入金は、定められた負担割合の繰入れです。

7 繰越金、収入済額 8,509 万 6,375 円です。前年度繰越金です。

8 諸収入、収入済額 1,531 万 6,403 円です。国保税延滞金、交通事故第三者納付金等です。

歳入は以上となります。次に歳出について説明いたします。

23 ページの歳出欄にお戻りください。

歳出は、款 1 総務費から款 9 予備費で構成され、主な歳出は款 2 保険給付費 68.5%、款 3 国民健康保険事業費納付金 28.1%でございます。前年度と比較して、7 億 7,107 万 7,481 円減額となっておりますが、主な減額の要因は、保険給付費約 2 億 1,000 万円の減及び基金積立金 6 億円の減でございます。

次に歳出詳細について説明します。25 ページをご覧ください。

1 総務費 支出済額 8,433 万 922 円、対前年比 114 万 4,406 円の減です。

① 職員給与関係経費は、国保会計職員 8 人分の人件費となっております。

② 国民健康保険事務費は、会計年度任用職員（1 人分）の報酬や、国保連合会への共同電算処理、レセプトの 2 次点検に係る委託料が主なものとなります。

③ 国民健康保険運営協議会費は、委員（13 人分）の報酬等の例年経費で、昨年度は 2 回開催し、うち 1 回は書面協議となっております。

④ 賦課徴収事務費（1,057 万 2,813 円）は、納入通知書や電算処理委託料などの事務経費及び、パンフレットの購入費などとなっております。

2 保険給付費 支出額 32 億 1,778 万 5,170 円で、対前年比 2 億 1,153 万 7,699 円の減となっております。令和 4 年度における国保の被保険者数は 10,024 人で、団塊の世代が後期に移行し始め、前年より 715 人減っていることが、主な減額の要因と考えられます。

① 療養諸費は、医療機関等へ支払う療養給付費、柔道整復師などから請求を受ける療養費、レセプト審査手数料が主なものです。

② 高額療養費は、月ごとに基準額を超えた自己負担分の医療費に対して給付しております。令和 4 年度は 7,501 件の給付がありました。

③ 移送費の給付はありませんでした。

④ 出産育児一時金は、国保被保険者が出産した際に 42 万円を上限に給付されるものです。令和 4 年度は 14 件の給付がありました。

⑤ 葬祭費は、国保被保険者が亡くなれた場合に 5 万円給付されるものです。令和 4 年度は 71 件の給付がありました。

⑥ 傷病手当金は、コロナウィルスに感染した際に、療養期間中の賃金が保証されていない国保被保険者に対して給付されるものです。令和 4 年度は 28 件の給付がありました。

3 国民健康保険事業費納付金、支出額 13 億 2,034 万 4,356 円、対前年比 4,646 万 7,919 円の増となっております。保険給付費の財源となる医療給付費や後期高齢者支援金及び、介護給付費分を県へ納付するものです。

納付金の額は県が決定し、その額は県内の保険料収納必要額を市町村ごとの「医療費水準と所得水準等」で按分し決定されます。

次に 26 ページをご覧ください。

6 保健事業費、支出額 4,849 万 4,283 円、対前年比 142 万 6,935 円の減となっております。

① 保健衛生普及事業は、医療費通知の作成送付及びジェネリック医薬品普及促進に係る経費です。

② 疾病予防事業は、人間・脳ドック費用助成に係る経費です。

③ 特定健康診査事業費は、集団健診、個別健診などの健診に係る委託料及びヘルスアップ事業に係る委託料、電算システムの経費などが主な経費です。

7 基金積立金、支出額 13,346 円、対前年比 5 億 9,998 万 7,794 円の減となっております。歳入で説明しましたとおり、昨年は賦課方式改正に伴う税額上昇の緩和措置のため基金に 6 億円を投入しましたが、令和 4 年度は一般会計からの基金積立がないため減額となっております。

8 諸支出金、支出額 2,646 万 9,504 円、対前年比 344 万 8,590 円の減となっております。主なものは、国保税還付金、国費等返還金、令和 3 年度の実績確定による一般会計

への精算金繰出金でございます。

歳出については、以上でございます。

続きまして、27ページ 資料4をご覧ください。

令和4年度国民健康保険税収納状況ですが、歳入で説明させていただきました国保税収納の詳細となります。国保税賦課の内訳となる、医療分、後期高齢支援分、介護分、更にその現年分、滞納繰越分に分類した国保税収納に係る金額を記載しております。

次に、28ページ 資料5をご覧ください。

こちらの資料は、稲敷市国民健康保険の主な給付に係る状況を、平成30年度から令和4年度までまとめた資料となります。

一番上の被保険者数ですが、平成30年度と比較すると約2,100人、約17.5%減少しており、年々減少傾向にあることがわかると思います。

次にその下の1人当たりの税額は、令和4年度に上がっておりますが、これは、昨年度から賦課方式を2方式に改正したことによるものと考えております。

次に真ん中付近に記載してあります、保険給付状況の療養諸費計をご覧ください。件数が15万3,425件で費用額が37億7,271万9,201円ですが、平成30年度と比較すると、件数は約15.2%減少しているものの費用額は約5.0%減に留まっており、令和3年度に至っては逆に増額しております。更に下の欄の高額療養費をご覧くださいと、減少している給付件数に対して増加傾向にあることがわかると思います。状況をまとめますと、被保険者数17.5%減に対し給付件数15.2%減と概ね比例しているものの、費用額（医療費）は、約5%減と減少幅が小さいことから、上から3段目の1人当たりの費用額で示されているとおり1件当たりの費用額が増額しているものと考えられます。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第2号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、お諮りいたします。

議案第2号「令和4年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で本日提出されました議案の審議を終了いたします。

ここで、その他ということで、事務局から何かありましたらお願いします。

○保険年金課長（栗山宏）

ありません。

○議長（山本会長）

委員の皆様から意見等がありましたらお願いします。

○８番（宇津喜直樹委員）

マイナンバーカードと保険証の紐づけに関するトラブル等がありますか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

マイナンバーカードと保険証の紐づけ作業については、国保中央会で行っているため、市役所での直接的なトラブルはありませんが、紐づけした保険証の内容が更新されていないなどの問い合わせは複数件受けております。また、システムへの登録エラーが多数発生しており、それらの確認作業を随時行っています。

○議長（山本会長）

来年１０月から紙ベースの保険証がマイナンバーカードに切り替わるということもあり、そのための準備としてマイナンバーカード総点検実施を国から求められているが、総点検は、保険年金課ではなくマイナンバーカードの担当部署で行うのですか。

○保険年金課長（栗山宏）

各種照会が来ているエラーについては、保険年金課が把握している範囲で確認作業を行っています。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

保険年金課ではマイナンバーカードと保険証の紐づけに関する情報を持っていないため点検する手段がありません。どのような対応となるのか、国や県からの指示を待っている状況です。

○議長（山本会長）

市民は国民健康保険に関する内容については、保険年金課に問い合わせると思うので、来年度の紙ベース保険証からマイナンバーカードに切り替わる時期までには、保険証紐づけに係るエラーや状況を把握できるようにする努力は進めていただきたいと思います。

○１２番（高須耕一委員）

出産数が昨年度は平成３０年度の半分程度で大きく減っている原因は何でしょうか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

稲敷市では、国民健康保険加入者に限らず全体的に出生数が減少している状況ですので、自然減と考えております。

○12番（高須耕一委員）

出生数減に対する対応策は何か考えているのですか。例えば出産育児一時金の金額は、近隣市町村と比較してではどのような状況ですか。

○保険年金課長（栗山宏）

出産育児一時金の金額は全国で統一されております。それ以外に子育て世帯に対する支援策は、各自治体でそれぞれの状況に応じた支援策が実施されています。

○12番（高須耕一委員）

各自治体で内容が異なるとのことだが、近隣の市町村と比較して差があるのは良くないのではないですか。

○保険年金課長（栗山宏）

稲敷市が他の近隣町村と比べて補助が下がっているということではないですが、人口減少に対する対策は、今後も検討していかなければならない重要な施策だと考えております。

○議長（山本会長）

子育て世帯支援対策については、こども支援課で担当しておりますので、出産育児一時金とは異なる施策としてご理解いただき、本日いただいたご意見については担当部署に共有していただくと共に、今後の子育て支援策について市役所全体で考えていただければと思います。

○5番（坂本成人委員）

医療機関受診の際、マイナンバー保険証で資格確認できない場合、患者に10割負担させるのではなく3割で受診できるようにする旨の河野大臣の発言がメディアを通して発信されたが、これまでも保険証資格変更期間中などで資格確認できない場合は、国の指示により患者に10割請求していました。稲敷市の医療機関においては、今後どのような対応となるのでしょうか。

○保険年金課長（栗山宏）

国からの連絡事項に資格確認できない場合は、申し立てをして対応する内容の通達がありました。現在のところ、具体的な取り扱いや方針は示されていないが、今後、県や

国民健康保険団体連合会において説明会も開催されると思いますので、それらの中で得た情報を共有し、できるだけ市民の皆さんの混乱を招かないよう情報の周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（山本会長）

来年度の紙の保険証からマイナンバーカードへの移行時期については、過渡期でありますので、国からの指示をもとに稲敷市の方針を明確にした上で、医療機関とその内容を共有し共通認識を持っていただければと思います。

○議長（山本会長）

その他、何かございますか。特にないようですので、本日の日程を終了とし、議長の職を解かせていただきます。協議進行にご協力いただきありがとうございました。

○保険年金課長（栗山宏）

本日は、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第1回国保運営協議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後2時45分閉会

稲敷市国民健康保険規則第7条の規定により署名する。

議 長 _____

1 番委員 _____

4 番委員 _____